

別表 利用料金表		通常規模型・大規模 I ・総合事業					
1. 介護報酬告示額							
①(1)通常規模型 通所介護 基本料金(利用1回につき)							
基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	370単位	10.27円	3,799円	380円	760円	1,140円
	要介護2	423単位		4,344円	435円	869円	1,304円
	要介護3	479単位		4,919円	492円	984円	1,476円
	要介護4	533単位		5,473円	548円	1,095円	1,642円
	要介護5	588単位		6,038円	604円	1,208円	1,812円
4時間以上5時間未満	要介護1	388単位	10.27円	3,984円	399円	797円	1,196円
	要介護2	444単位		4,559円	456円	912円	1,368円
	要介護3	502単位		5,155円	516円	1,031円	1,547円
	要介護4	560単位		5,751円	576円	1,151円	1,726円
	要介護5	617単位		6,336円	634円	1,268円	1,901円
5時間以上6時間未満	要介護1	570単位	10.27円	5,853円	586円	1,171円	1,756円
	要介護2	673単位		6,911円	692円	1,383円	2,074円
	要介護3	777単位		7,979円	798円	1,596円	2,394円
	要介護4	880単位		9,037円	904円	1,808円	2,712円
	要介護5	984単位		10,105円	1,011円	2,021円	3,032円
6時間以上7時間未満	要介護1	584単位	10.27円	5,997円	600円	1,200円	1,800円
	要介護2	689単位		7,076円	708円	1,416円	2,123円
	要介護3	796単位		8,174円	818円	1,635円	2,453円
	要介護4	901単位		9,253円	926円	1,851円	2,776円
	要介護5	1,008単位		10,352円	1,036円	2,071円	3,106円
7時間以上8時間未満	要介護1	658単位	10.27円	6,757円	676円	1,352円	2,028円
	要介護2	777単位		7,979円	798円	1,596円	2,394円
	要介護3	900単位		9,243円	925円	1,849円	2,773円
	要介護4	1,023単位		10,506円	1,051円	2,102円	3,152円
	要介護5	1,148単位		11,789円	1,179円	2,358円	3,537円
①(2)大規模型 I 通所介護 基本料金(利用1回につき)							
基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	358単位	10.27円	3,676円	368円	736円	1,103円
	要介護2	409単位		4,200円	420円	840円	1,260円
	要介護3	462単位		4,744円	475円	949円	1,424円
	要介護4	513単位		5,268円	527円	1,054円	1,581円
	要介護5	568単位		5,833円	584円	1,167円	1,750円
4時間以上5時間未満	要介護1	376単位	10.27円	3,861円	387円	773円	1,159円
	要介護2	430単位		4,416円	442円	884円	1,325円
	要介護3	486単位		4,991円	500円	999円	1,498円
	要介護4	541単位		5,556円	556円	1,112円	1,667円
	要介護5	597単位		6,131円	614円	1,227円	1,840円
5時間以上6時間未満	要介護1	544単位	10.27円	5,586円	559円	1,118円	1,676円
	要介護2	643単位		6,603円	661円	1,321円	1,981円
	要介護3	743単位		7,630円	763円	1,526円	2,289円
	要介護4	840単位		8,626円	863円	1,726円	2,588円
	要介護5	940単位		9,653円	966円	1,931円	2,896円
6時間以上7時間未満	要介護1	564単位	10.27円	5,792円	580円	1,159円	1,738円
	要介護2	667単位		6,850円	685円	1,370円	2,055円
	要介護3	770単位		7,907円	791円	1,582円	2,373円
	要介護4	871単位		8,945円	895円	1,789円	2,684円
	要介護5	974単位		10,002円	1,001円	2,001円	3,001円
7時間以上8時間未満	要介護1	629単位	10.27円	6,459円	646円	1,292円	1,938円
	要介護2	744単位		7,640円	764円	1,528円	2,292円
	要介護3	861単位		8,842円	885円	1,769円	2,653円
	要介護4	980単位		10,064円	1,007円	2,013円	3,020円
	要介護5	1,097単位		11,266円	1,127円	2,254円	3,380円

②通所介護 加算及び減算料金							
サービス内容	単位	地域単価	金額	利用負担額			
				1割	2割	3割	
入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき 40単位	10.27円	410円	41円	82円	123円	
入浴介助加算(Ⅱ)	1日につき 55単位		564円	57円	113円	170円	
中重度ケア体制加算	1日につき 45単位		462円	47円	93円	139円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	1日につき 56単位		575円	58円	115円	173円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	1日につき 76単位		780円	78円	156円	234円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき 20単位		205円	21円	41円	62円	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき 100単位		1,027円	103円	206円	309円	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき 200単位		2,054円	206円	411円	617円	
ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき 30単位		308円	31円	62円	93円	
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき 60単位		616円	62円	124円	185円	
認知症加算	1日につき 60単位		616円	62円	124円	185円	
若年性認知症利用者受入加算	1日につき 60単位		616円	62円	124円	185円	
科学的介護推進体制加算	1月につき 40単位		410円	41円	82円	123円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき 22単位		225円	23円	45円	68円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき 18単位		184円	19円	37円	56円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1回につき 6単位		61円	7円	13円	19円	
同一建物減算	1日につき -94単位		-966円	-96円	-193円	-289円	
送迎減算	片道につき -47単位		-483円	-48円	-96円	-144円	
業務継続計画未策定減算	1月につき 所定単位数の1/100		所定単位数により変動します				
高齢者虐待防止措置未実施減算	1月につき 所定単位数の1/100		所定単位数により変動します				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	1月につき 所定単位数の111/1000	所定単位数により変動します					
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	1月につき 所定単位数の120/1000	所定単位数により変動します					
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	1月につき 所定単位数の109/1000	所定単位数により変動します					
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	1月につき 所定単位数の118/1000	所定単位数により変動します					
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき 所定単位数の99/1000	所定単位数により変動します					
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき 所定単位数の83/1000	所定単位数により変動します					
③(1)京都市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防型デイサービス 月額包括報酬 基本料金(利用1月につき)							
基本サービス費 区分	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
介護予防型・入浴あり	週1回	1,798単位	10.27円	18,465円	1,847円	3,693円	5,540円
	週2回以上	3,621単位		37,187円	3,719円	7,438円	11,157円
介護予防型・入浴なし	週1回	1,598単位		16,411円	1,642円	3,283円	4,924円
	週2回以上	3,221単位		33,079円	3,308円	6,616円	9,924円
③(2)京都市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防型デイサービス 1回当たり報酬 基本料金(利用1回につき)							
基本サービス費 区分	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
介護予防型・入浴あり	週1回	436単位	10.27円	4,477円	448円	896円	1,344円
	週2回以上	447単位		4,590円	459円	918円	1,377円
介護予防型・入浴なし	週1回	388単位		3,984円	399円	797円	1,196円
	週2回以上	398単位		4,087円	409円	818円	1,227円
③(3)大津市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防通所介護相当サービス 基本料金							
基本サービス費 区分	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
通所型サービスⅠ(週1回・4回目まで)	1回につき	436単位	10.27円	4,477円	448円	896円	1,344円
通所型サービスⅠ(週1回・5回目以上)	1月につき	1,798単位		18,465円	1,847円	3,693円	5,540円
通所型サービスⅡ(週2回・8回目まで)	1回につき	447単位		4,590円	459円	918円	1,377円
通所型サービスⅡ(週2回・9回目以上)	1月につき	3,621単位		37,187円	3,719円	7,438円	11,157円

④京都市・大津市 介護予防・日常生活支援総合事業 加算及び減算料金								
サービス内容	単位		地域単価	金額	利用負担額			
					1割	2割	3割	
口腔機能向上加算	1月につき	150単位	10.27円	1,540円	154円	308円	462円	
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	240単位		2,464円	247円	493円	740円	
科学的介護推進体制加算	1月につき	40単位		410円	41円	82円	123円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	88単位～ 176単位		919円～ 1839円	92円～ 184円	184円～ 368円	276円～ 552円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	72単位～ 144単位		752円～ 1504円	76円～ 151円	151円～ 301円	226円～ 452円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1月につき	24単位～ 48単位		250円～ 501円	25円～ 51円	50円～ 101円	75円～ 151円	
送迎減算	片道につき	-47単位		-483円	-48円	-96円	-144円	
同一建物減算1(京都市)	1月につき	-376単位		-3,862円	-386円	-772円	-1,158円	
同一建物減算2(京都市)	1月につき	-752単位		-7,724円	-772円	-1,544円	-2,317円	
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅠ	1月につき	-376単位		-3,862円	-386円	-772円	-1,158円	
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅡ	1月につき	-752単位		-7,724円	-772円	-1,544円	-2,317円	
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅢ	1回につき	-94単位		-966円	-96円	-193円	-289円	
業務継続計画未策定減算	1月につき	所定単位数 の1/100		所定単位数により変動します				
高齢者虐待防防止措置未実施減算	1月につき	所定単位数 の1/100		所定単位数により変動します				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	1月につき	所定単位数 の111/1000		所定単位数により変動します				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	1月につき	所定単位数 の120/1000		所定単位数により変動します				
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	1月につき	所定単位数 の109/1000		所定単位数により変動します				
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	1月につき	所定単位数 の118/1000	所定単位数により変動します					
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	所定単位数 の99/1000	所定単位数により変動します					
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき	所定単位数 の83/1000	所定単位数により変動します					

⑤通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業(京都市・大津市)の加算及び減算料金の内容説明

○入浴介助加算(Ⅰ)及び(Ⅱ) ※総合事業は除く

看護職員、介護職員が入浴に伴う観察を含む介助を行う場合、入浴介助加算(Ⅰ)を算定します。尚、入浴に関する職員に対し、入浴介助に関する研修等を行います。また、身体状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室環境等を踏まえた、個別の入浴計画書を作成した場合、入浴介助加算(Ⅱ)を算定します。 ※入浴加算(Ⅰ)
(Ⅱ)それぞれ1日につき、所定の単位数を加算とします。

○中重度ケア体制加算 ※総合事業は除く

利用延人数のうち要介護3以上の利用者の割合が30%以上で、看護職員を1名以上配置し、基準人員よりも常勤換算で2名以上の介護職員又は看護職員を配置した場合に、全利用者を対象に1日につき所定の単位数を加算します。

○個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び(Ⅰ)ロ ※総合事業は除く

利用者の生活機能向上に資するよう、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同で利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供した後、3ヶ月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用の居宅での生活状況(起居動作、ADL、ADL等の状況)を確認し、利用者又はその家族に対して、機能訓練内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明、記録するとともに訓練内容の見直しを行っている場合に、1日につき、所定の単位数を加算とします。尚、個別機能訓練加算(Ⅰ)イに関しては専従で1名以上の配置がある場合、(Ⅰ)ロに関してはイの配置に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯においてそれぞれを算定します。

○個別機能訓練加算(Ⅱ) ※総合事業は除く

厚生労働省への情報の提出については、LIFE(科学的介護情報システム)を用いて行うこととする。
サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行った場合に、1月につき所定の単位数を加算します。

○生活機能向上連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ) ※総合事業は除く

●訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあたっては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しない場合に限る)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
●理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

○ADL維持加算(Ⅰ) ※総合事業は除く	
(イ):利用者(当該事業所の評価対象利用期間が6ヵ月を超える者)の総数が10人以上であること。 (ロ):利用者全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6ヵ月目(6ヵ月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)。 (ハ):利用開始月の翌月から起算して6ヵ月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得(調整済ADL利得)の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が、1以上であること。	
○ADL維持加算(Ⅱ) ※総合事業は除く	
・加算(Ⅰ)の(イ)と(ロ)の要件を満たすこと ・評価対象利用者のADL利得を平均して得た値(加算(Ⅰ)の(ハ)と同様に算出した値)が2以上であること	
○認知症加算 ※総合事業は除く	
下記①～③の項目に適用され、かつ認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用者を対象に、認知症の症状の緩和に資するケアを計画的に実践するプログラムを作成した場合に、 1日につき 所定の単位数を加算します。 ① 人員基準の職員に加え、介護職員又は看護職員を(暦月)常勤換算方法で2以上確保する場合。 ② 前年度又は算定月前3月間の利用者総数(利用者実数または利用延人数。要支援は除く)のうち認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が15%以上の場合。 ③ 通所介護を行う時間帯を通じて、認知症実践指導者研修等の修了者1名以上配置する場合。	
○若年性認知症利用者受入加算	
若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合、	
(通所介護)	1日につき 所定単位数を加算します。
(総合事業:京都市・大津市)	1月につき 所定単位数を加算します。
○科学的介護推進体制加算	
(イ):入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 (ロ):必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(イ)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	
○サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります	
事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上になる場合に、 1回につき 所定単位数を加算します。	
○サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります	
事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合に、 1回につき 所定単位数を加算します。	
○サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります	
事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が40%以上50%未満または勤続7年以上の職員が30%以上になる場合に、 1回につき 所定単位数を加算します。	
○同一建物減算	
通所介護事業所と同一建物に居住する利用者が、同一建物から通う場合に、	
(通所介護)	1日につき 所定単位数を減算します。
(総合事業:京都市)	1月につき 所定単位数を減算します。
(総合事業:大津市)	1月又は1回につき 所定単位数を減算します。
○送迎減算	
通所介護事業所に、利用者自身、もしくは家族による送迎で通う場合に、 片道につき 所定の単位数を減算をします。	
○業務継続計画未策定減算	
感染症の予防及びまん延防止の為の指針の整理、非常災害に関する具体的計画の策定を行うところ、感染症もしくは災害のいずれか、又はその両方における業務継続計画が策定されていない場合、所定の単位数の1/100に相当する単位数を減算とします。	
○高齢者虐待防防止措置未実施減算	
虐待の発生又はその再発を防止する為の措置を講じるところ、虐待の発生又はその再発を防止する為の委員会の開催や指針の整備、研修実施の他、担当者の定めること等を講じられていない場合、所定の単位数の1/100に相当する単位数を減算とします。	

○介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 111/1000(11.1%)の単位数を、1月につき加算 します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 11.1% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。
○介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 120/1000(12.0%)の単位数を、1月につき加算 します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 12.0% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。
○介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 109/1000(10.9%)の単位数を、1月につき加算 します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 10.9% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。
○介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 118/1000(11.8%)の単位数を、1月につき加算 します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 11.8% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。
○介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 99/1000(9.9%)の単位数を、1月につき加算 します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 9.9%
○介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 83/1000(8.3%)の単位数を、1月につき加算 します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 8.3%

⑨利用料金の計算方法(共通)
* 加算は利用者によって異なります。
サービス料金総額 = {基本サービス費の単位 + 他該当する各種加算及び減算} × 地域単価(10.45円) 利用者負担額はサービス料金総額より介護保険負担割合証(1割・2割・3割)記載額となります。
※留意事項 介護保険被保険者証で、給付制限の項目に記載がある場合、利用負担額の割合が3割または、全額を支払いいただくことがあります。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス		
①日常生活にかかる費用及びレクリエーション参加費		
サービス内容	単位	金額
食事代	1食につき	730円
特別な食事会の参加費用	1回につき	220円
おやつ代	1食につき	110円
おむつ代	1枚につき	110円
パット代	1枚につき	55円
レクリエーション参加費	1回につき	実費
※税込み表示		
②その他費用		
サービス内容	単位	金額
領収証明書発行費用	1通につき	1,650円
領収書の再発行できません。但し、サービス利用の支払いに関する領収書紛失等の理由により、利用者又は利用者代理人から領収証明書の発行依頼をいただいた場合には、領収証明書を発行します。なお、発行に際しては、文書料として、一通につき金1,650円(税込)を申し受けます。		

2026/6/1